



令和 7 年 7 月 1 日

航空局交通管制企画課

## 「航空法施行令の一部を改正する政令」を閣議決定

～佐賀空港における国土交通大臣の一部権限を委任します～

佐賀空港から出発する自衛隊等の航空機に係る飛行計画の通報等に係る国土交通大臣の権限を防衛大臣に委任する改正政令について、閣議決定されました。

### 1. 背景

航空法においては、航空機の航行の安全のため、航空機の運航に対する必要な助言、情報提供、指示等に関する各種の規定が設けられており、これらの航空交通管制業務等については国土交通大臣が行うこととされています。

他方で、防衛省等が設置及び管理する飛行場や駐屯地の設置により自衛隊等の航空機が利用する空港等において、航空法第 137 条第 3 項に基づき国土交通大臣の一定の権限を防衛大臣に委任し、その詳細を航空法施行令第 15 条で定めています。

今般、佐賀県が設置及び管理し、国土交通大臣が航空交通管制業務等を行っている佐賀空港において、新たに陸上自衛隊佐賀駐屯地が令和 7 年 7 月 9 日に開設され、自衛隊機が配備されることから、佐賀空港に係る防衛大臣への権限委任について、新たに定めることとしました。

### 2. 概要

航空法施行令別表（第 15 条関係）の改正を行い、以下の権限を防衛大臣に委任します。

○有視界飛行方式により佐賀空港から出発する自衛隊等の航空機の飛行計画の通報（航空法第 97 条第 2 項関連）及び同空港に到着した自衛隊等の航空機の到着の通知の受理（航空法第 98 条関連）に関する権限

＜参考資料＞：佐賀空港における防衛省に委任する事項について

### 3. 今後のスケジュール

公 布 ： 令和 7 年 7 月 4 日

施 行 ： 令和 7 年 7 月 9 日

＜問合せ先＞

航空局 交通管制企画課 洲之内、藤井

TEL：03-5253-8111（内線 51158、51124）、03-5253-8739（直通）

Mail：hqt-anspd■ki.mlit.go.jp

（メール送信の際は「■」を「@」（半角）に置き換えてください）

- 航空法第137条第3項に基づいて佐賀空港における航空法第97条第2項及び航空法第98条に関する一部の権限が防衛大臣に委任される。
- これにより、佐賀空港における自衛隊等機の飛行計画及び到着通知の受理を防衛省で実施することとなる。

## 航空法第97条第2項の概要

航空機は、**有視界飛行方式※**で飛行しようとするときは、**国土交通大臣に飛行計画を通報**しなければならない。



※ 有視界飛行方式: 視界等が良好な気象状態において、パイロットが他の航空機や障害物を目で見、自ら衝突を避けながら飛行する方式

## 航空法第98条の概要

航空機が通報した飛行計画による**飛行が終わったときは、遅滞なく国土交通大臣にその旨を通知**しなければならない。